J - クレジット制度における バイオ炭の農地施用プロジェクト について

2022年11月30日

」 - クレジット制度事務局 (みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部)



- 1. バイオ炭方法論の概要
- 2. プロジェクト組成・運用に係るポイント

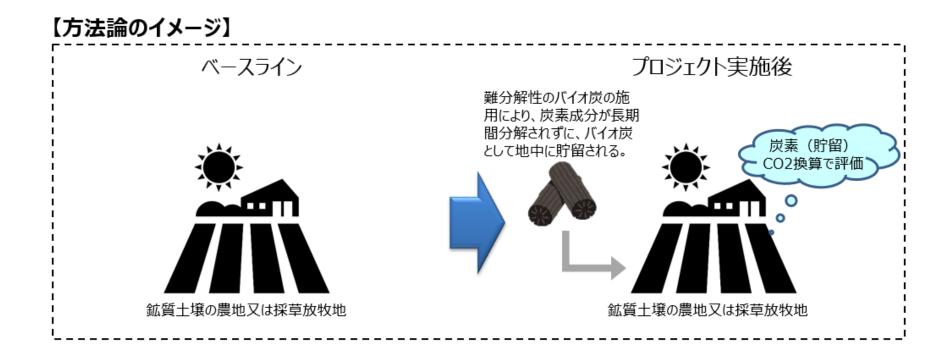


1. バイオ炭方法論の概要

2. プロジェクト組成・運用に係るポイント

1. バイオ炭方法論とは

- バイオ炭方法論は、2020年9月に策定された J クレジット制度の農業分野で4つ目の方法論。バイオ炭を農地土壌へ施用することで、難分解性の炭素を土壌に貯留する活動を対象とする。
- ■「バイオ炭」とは、「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」と定義(2019年改良IPCCガイドラインに基づく)。



1. バイオ炭方法論の概要①:対象とするバイオ炭

- バイオ炭方法論では、我が国の温室効果ガスインベントリの算定対象となっている木 竹由来の「白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭」の5種に加え、IPCCガイドラインで炭 素含有率のデフォルト値が提示されたその他のバイオ炭についても方法論の対象とし ている。
 - GHGインベントリの算定対象になっているバイオ炭
 - ✓ 白炭
 - ✓ 黒炭
 - ✓ オガ炭
 - ✓ 粉炭
 - ✓ 竹炭

粉炭



竹炭



- IPCCガイドラインでデフォルト値が提示されたバイオ炭
 - 家畜ふん尿由来(鶏ふん炭など)
 - 草本由来
 - ✓ もみ殻・稲わら由来(もみ殻くん炭など)
 - 木の実由来
 - 製紙汚泥・下水汚泥由来

(出典) IPCC, Appendix 4 Method for Estimating the Change in Mineral Soil Organic Carbon Stocks from Biochar Amendments: Basis for Future Methodological Development

※オガ炭は、鋸屑・樹皮を原料としたオガライトを炭化したもの。

















1. バイオ炭方法論の概要②:適用条件

- J クレジット制度にプロジェクト登録するには、制度全体としての要件(追加性を有すること等)に加えて、方法論毎に要求される適用条件を満たすことが必要。
- バイオ炭方法論の適用条件は以下の通り。
 - 条件1:バイオ炭を、農地法第2条に定める**「農地」又は「採草放牧地」**における**鉱質の土壌**に施用すること。
 - 条件2:施用するバイオ炭は、<u>炭素含有率及び100年後の炭素残存率のデフォルト値が適用できる種類</u>であること、又はそのようなデフォルト値が適用できる原料及び製炭温度により製造されたものであることが、客観的に確認できること。
 - 条件3:バイオ炭の原料として木材(竹も含む)を使用する場合、当該原料は**国内産**であること。
 - 条件4:バイオ炭の原料は、**未利用の生物資源**であること。また、農地施用を用途とするバイオ炭の製造を目的として主伐された木材でないこと。
 - 条件5:バイオ炭の原料には、異物、塗料、接着剤、防腐剤、薬剤、有害物が含まれてないこと。また、 その入手・使用にあたって法令違反や不適切な手続がないこと。

1. バイオ炭方法論の概要③:クレジット量の算定(算定式)

■ バイオ炭方法論において、クレジット量は以下の式で算定される。

クレジット量

- =①バイオ炭施用による貯留量(ST_{pj})-②プロジェクト実施によるCO2排出量(EM_{pj})
- ✓ ①バイオ炭施用によるCO2貯留量は、施用したバイオ炭の量に係数をかけて算定
 - ST_{pi} = 農地土壌に施用したバイオ炭の量(t)×炭素含有率×100年後残存率×44/12
- ✓ ②プロジェクト実施によるCO2排出量については、以下の項目を考慮
 - i. 原料の運搬に係る排出量
 - ii. バイオ炭の製造に係る排出量
 - iii. バイオ炭の運搬に係る排出量
 - iv. バイオ炭の施用に係る排出量

1. バイオ炭方法論の概要③:クレジット量の算定(係数表)

■ 参照する炭素含有率と100年後残存率の数値は以下の通り。

分類	種類※1	炭素含有率	炭素残存率				
	白炭		0.89				
	黒炭	0.77					
インベントリ報告書 算定対象のバイオ炭	オガ炭	0.77					
异足对象切代打成	粉炭		0.80				
	竹炭	0.436 (炭素含有率と炭素残存率を包含した値に対応)					
	家畜糞尿由来	0.38(熱分解)/0.09(ガス化)					
	木材由来	0.77(熱分解)/0.52(ガス化)					
自家製造品等その	草本由来	0.65(熱分解)/0.28(ガス化)	0.65*3				
他のバイオ炭※2	もみ殻・稲わら由来	0.49(熱分解)/0.13(ガス化)	0.65				
	木の実由来※4	0.74(熱分解)/0.40(ガス化)					
	製紙汚泥・下水汚泥由来	0.35(熱分解)/0.07(ガス化)					

※1:複数の種類のバイオ炭が混在しており、適切な按分ができない場合には、最も保守的な係数を採用すること。

※2:インベントリ報告書の算定対象である種類のバイオ炭であっても、必要な証跡が揃っていない場合、又はバイオ炭の 種類を特定できる情報が取得できない場合はこちらを参照。

※3:製造ロットごとに品質確認を行う場合には、確認結果に応じた炭素残存率の値を使うことも可能。

※4:コーヒー滓を原料とする場合、「木の実由来」の係数を参照することとする。



1. バイオ炭方法論の概要③:クレジット量の算定(創出量の目安)

- バイオ炭プロジェクトを実施した場合のクレジット創出量の目安は以下の通り。
 - 粉炭 1 t を施用 \Rightarrow 約2.3t-CO2のクレジット
 - 2. もみ殻炭 1 t を施用 ⇒ 約1.2t-CO2のクレジット
- プロジェクト全体からのクレジット創出量の目安は以下の方法で計算。

【計算方法】 【計算例:粉炭の場合】 創出量の目安(t-CO2) 創出量の目安(t-CO2) 炭を1 t 施用した際のクレジット量(t-CO2/tC) 2.3 (粉炭の場合の換算係数) X X 1 (tC/ha) 会員農家あたり、haあたりの炭の施用量(tC/ha) X X 会員農家の保有農地面積(ha) 20 (北海道における平均) X 会員農家が年間に炭を施用する回数 1回 X X 会員数 20

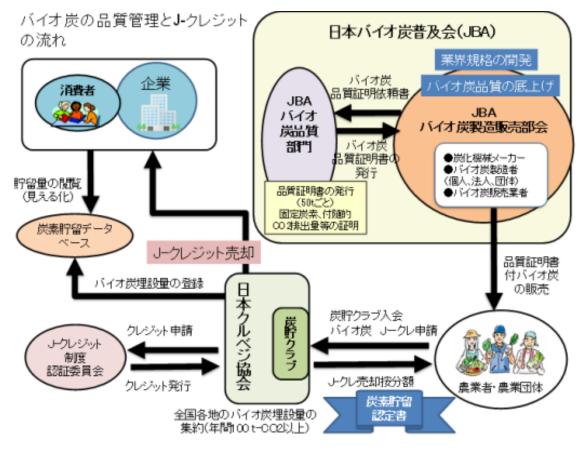
=920t-CO2

1. バイオ炭方法論の概要④:永続性の担保

- バイオ炭方法論では、農地に(永続的に)貯留される炭素量を評価しているため、バイオ炭を施用した農地を土地転用した場合、当該農地から創出されたクレジットの補填が求められる。
- 永続性の担保期間は**施用時点から10年間**。
- 詳細は以下の通り。
 - ▶ 認証対象期間中及び証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、バイオ炭を施用した農地(又は採草放牧地)を両者以外に転用した場合は、当該地において発行されていた J クレジットと同量の J クレジットを、下記①又は②の方法により補填しなければならないこととする。
 - ① 当該地において発行されていた J クレジットが、第三者に移転される前であれば、当該プロジェクト実施者が所有する J クレジットを、制度管理者が強制的に取り消す。
 - ② ①による取消し量では、補填に必要な J クレジット量が不足する場合、当該プロジェクト実施者は、当該不足分に相当する量の制度管理者が指定する J クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡するか、又は、制度管理者が指定する方法で取り消さなければならない。
 - ▶ なお、農地が被災した場合でも、原則、災害復旧事業等によって農地に復元されるので、 当該土地は依然として農地として取り扱われることから、事業者の責に依らない貯留効果 消失についての免責措置は設けない。

1. プロジェクトの登録状況

- 2022年10月時点で、バイオ炭方法論を用いたプロジェクトの登録数は1件。
 - ▶ 一般社団法人日本クルベジ協会が、製炭事業者や農家を取りまとめるプログラム型案件。
 - 2022年6月、247t-CO2の実績を認証(農業分野の方法論を用いた、我が国初めてのクレジット)。





(出典) 一般社団法人 日本クルベジ協会提供資料

(出典) J - クレジット制度第24回運営委員会資料



(ご参考) J-クレジット制度における農業分野の方法論①

■ 2022年11月時点で、農業分野ではバイオ炭を含む4つの方法論が承認されている。

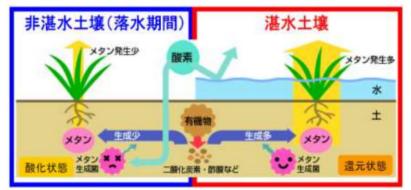
方法論の名	称	削減方法の概要						
AG-001	牛・豚・ブロイラーへのアミノ 酸バランス改善飼料の給餌	牛・豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、牛・豚・ブロイラーの飼養に伴う排せつ物管理からのN2O排出量を抑制する						
AG-002	家畜排せつ物管理方法の 変更	家畜の飼養において、排せつ物の管理方法を変更する ことにより CH4 及び N2O 排出量を抑制する						
AG-003	茶園土壌への硝化抑制剤 入り化学肥料又は石灰窒 素を含む複合肥料の施肥	茶の栽培において、茶園に硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥し、それまで使用していた窒素含有化学肥料又は有機肥料の施肥量を減らすことで、土壌からの N2O 排出量を抑制する						
AG-004	バイオ炭の農地施用	バイオ炭を農地土壌へ施用することで、難分解性の炭素を土壌に貯留する						

(ご参考) J-クレジット制度における農業分野の方法論②

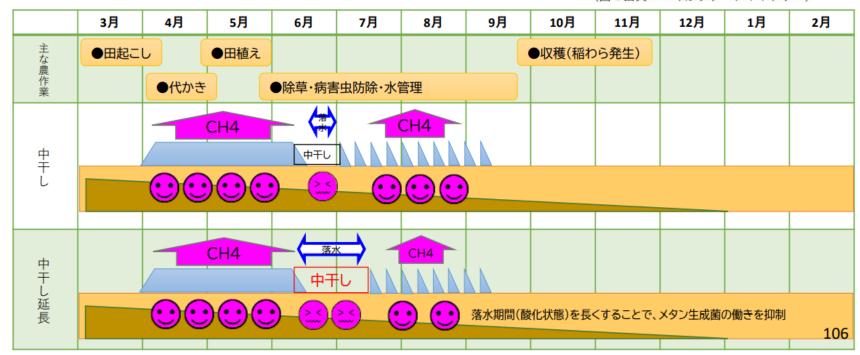
■ 現在、水稲栽培において中干し期間を延長することによる、水田からのメタン排出削 減を評価する方法論を検討中。

<メタン発生の仕組み>

- ・水田から発生するメタンは、土壌に含まれる有機物 や、肥料として与えられた有機物を分解して生じる二 酸化炭素・酢酸などから、嫌気性菌であるメタン生成 菌の働きにより生成される。
- ・水田からのメタンの発生を減らすには
- ・落水期間(中干し)を長くすること
- <u>湛水期間にメタンの元となる有機物を少なくすること</u> が有効。



(図の出典:つくばリサーチギャラリー)



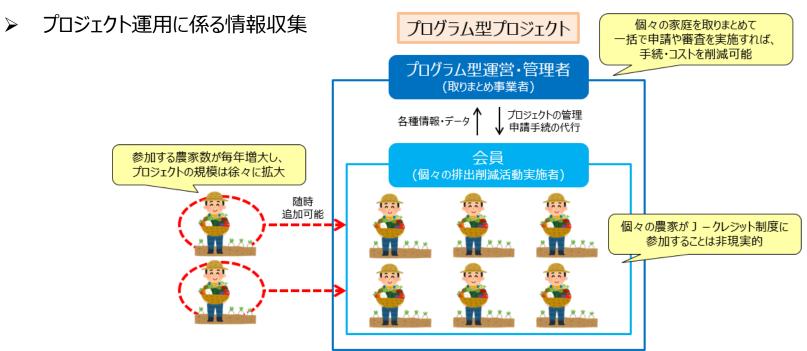
(出典) J - クレジット制度第27回運営委員会資料 13

1. バイオ炭方法論の概要

2. プロジェクト組成・運用に係るポイント

2. プロジェクト組成に係るポイント

- バイオ炭方法論では、<u>複数の農家による活動を束ねたり</u>、個社単位で実施する活動であっても<u>複数の農</u> 場での活動をまとめるようなプロジェクトの形態になることが想定されるので、プログラム型プロジェクト(以降、「P型」)を組成することが、運用上利便性が高いと考えられる。
- P型を組成する場合、取りまとめる全ての活動が共通属性を持っている必要があるが、バイオ炭プロジェクトの場合は以下のパターンが考えられる。
 - バイオ炭の供給元が供給先の活動をとりまとめる
 - 任意団体を組成し、当該団体(倶楽部等)が、プロジェクトの運営管理体制(クレジット創出やモニタリングに必要な情報の特定、それを踏まえた書類の整備、会員との合意内容の保管など)を整備する
- 後半では、P型プロジェクトを実際に組成・運用する際のポイントとして、以下の点について解説
 - ▶ P型プロジェクトにおける登録~認証の手続きの流れ



2.1 手続きの流れ:プロジェクトの登録

プロジェクト登録に向けた事前準備



登録可能な削減活動は制度ホームページの「方法論」をご確認ください。 https://japancredit.go.jp/about/methodology/

プロジェクト計画書の作成

※計画書の作成には、支援メニューがあります

・会員を取りまとめる団体や組織(例:○○倶楽部など)を設置

会員に排出量削減量モニタリングをしてもらい、結果を収集する ため、しっかりとした情報管理体制を整えることが重要です!

モニタリング計画を立てる

必要なモニタリ ングは何?



モニタリング結果をどうやって収集しようかな?



モニタリングって、 何をしたら良い のかな?

運営・管理者(モニタリング内容の指示、収集)

会員(モニタリング実施者)

審査を受ける

※審査費用の支援メニューがあります



プロジェクト登録申請



2.1 手続きの流れ: 会員の募集に関するタイムライン

- J クレジット制度では、既に設備が稼働していたり、削減活動を実施している場合について、 プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象です(2年前ルール)。
- プログラム型の場合、審査機関による審査が完了し、**プロジェクト登録を申請した時点以降、** 会員の募集が可能になります。
 - 個別の会員については、入会届等に記載された申込日※が2年前ルールの基準の日時になります。
 - |稼働開始時期は、「工事完了報告書」や「契約書」、「バイオ炭の施用実績」等の証跡で確認。

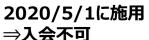
※申込日には、会員の募集が可能になったプロジェクト登録申請以降の日時しか記載できません

2020年度

2021年度

2022年度







2020/5/2に施用 2022/5/1に入会



2021年度に施用 2022/5/1に入会



登録申請日:2022/5/1

登録申請以降、 会員の正式募集 が可能に!!

バイオ炭施用から2年以内に入会申請すれば、実績の認証が可能

バイオ炭施用から2年以を超えてしまうと、実績の認証はできない





2.1 手続きの流れ:プロジェクト登録時の国・事務局による書類作成支援について

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能です。
 - ※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場 合があります。
 - ※支援内容は毎年度見直しあり

支援をご希望の方は、事務局にお問い合わせください。 支援可能かを確認する「チェックリスト」をお渡しします。

まずは"help@jcre.jp"までお問い合わせ下さい。

支援対象者や支援を受けるための条件 がありますので、ご注意ください。

プロジェクト計画書作成に関する支援						
支援対象者	・ 中小企業基本法の対象事業者・ 自治体・ 公益法人(一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等)					
支援条件	1事業者当たり1方法論につき1回限り方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること					

















2.1 手続きの流れ:プロジェクト登録時の国による審査費用支援について

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、審査費用の支援を利用可能です。
 - ※支援内容は毎年度見直しあり
 - ※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場 合があります。

審査費用支援申請に必要な書類

- ①審查費用支援申請書
- ②プロジェクト計画書
- ③削減活動リスト(事務局にお問い合わせください)
 - ※収集したモニタリングデータを集計するための様式です

支援対象者や支援を受けるための 条件がありますので、ご注意ください。

	妥当性確認(プロジェクト登録に関する審査)審査費用に関する支援
支援内容	 審査(妥当性確認)に係る費用を80%支援 プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	中小企業基本法の対象事業者自治体公益法人(一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等)
支援回数	 通常型:1事業者当たり同一年度内に2回まで プログラム型:1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。
支援条件	• CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること。



















2.1 手続きの流れ:プログラム型プロジェクトにおける手続きの流れ:モニタリング

- プロジェクト計画書の内容に沿って、会員の入会時に必要な情報を収集します。
- プロジェクト計画書の内容に沿って、排出削減量=クレジット量の算定に必要なモニタリング データを各会員から集めます。



運営・管理者

入会時に必要な 書類を集めます!

> 年1回、モニタリング データの提出をお願い します!

わかりました!どういう 資料やデータを提出 すればよいですか?



入会時に必要な情報の例

- ・環境価値、クレジット収益に関する合意
- ・設備の設置場所、稼働開始日
- ・投資回収年数を計算するための資料
- ・入会条件を満たしているか確認するための資料

etc...

モニタリングデータの例

- (太陽光設備の導入の場合) 太陽光発電設備による発電量、売電量
- (ボイラーの更新の場合) 燃料使用量
- (木質バイオマス発電への更新の場合) バイオマス燃料の運搬に使用した燃料量、バイオマス燃料の 使用量など

etc...























2.1 手続きの流れ:プログラム型プロジェクトにおける手続きの流れ:クレジットの認証

モニタリング報告書に必要な資料の準備

・制度ホームページからモニタリング報告書をダウンロード

https://japancredit.go.jp/application/document/

モニタリング報告書の作成

※報告書の作成には、支援メニューはありませんが、 不明点がある場合は事務局にお問い合わせください。

- ・プロジェクト計画書と収集したデータから算出したCO2削減量を報告書に記入
- ・削減活動リストと収集したデータを整理し、審査に備える

報告書を作るぞ! CO2削減量はどのくらいかな?



各会員から収集した書類を整理して、まとめておこう

運営・管理者(モニタリング報告書の作成、審査用資料の用意)

審査を受ける

※審査費用の支援メニューがあります(19ページ参照)



クレジット認証申請



2.1 手続きの流れ:クレジット認証時の審査費用の支援について

- 支援対象者・支援条件を満たすことで、審査費用の支援を利用可能です。
- ※支援内容は毎年度見直しあり
- ※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合 があります。

検証の審査費用支援申請に必要な書類

- ①審查費用支援申請書
- ②モニタリング報告書
- ③削減活動リスト

支援対象者や支援を受けるための 条件がありますので、ご注意ください。

	検証(クレジット認証に関する審査)審査費用に関する支援
支援内容	審査(検証)に係る費用を100%支援※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	・ 中小企業基本法の対象事業者・ 自治体・ 公益法人(一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等)
支援回数	通常型:1事業当たり2年度内に1回までプログラム型:1事業当たり同一年度内に1回まで
支援条件	 認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。 プロジェクト参加者と運営・管理者において事前に規約等で合意ができていれば、売却益の分配方法は任意とする。なお、合意に用いた規約等については毎審査費用支援申請時に制度事務局まで提出しなければならない。

















2.2 プロジェクト運用に係る情報収集

- P型プロジェクトの運用にあたっては、以下2つの主体から情報を集める必要がある
 - 1. 炭を農地に施用する農家等
 - 2. 炭の製造者
- 1. の農家等から情報を収集するタイミングは、以下の3時点
 - a. 会員の入会を受付ける時点
 - b. バイオ炭施用活動の実績報告を受ける時点
 - c. 施用活動終了後、永続性を担保に係る報告を受ける時点
- 収集した情報のうち、算定や第三者審査に必要な情報は、「削減活動リスト」にまとめる。 【削減活動リストのイメージ】

	会員基本情報		他の制度に 関する確認		基準日	プロジェクト登録 要件		活動のモニタリング							
					× 1 141			方法論の適用条件		活動量などの情報		į			
ID	対象可否	入会申 込日	会員 名	施用場所の 住所情報	低炭素社会 実行計画へ の参加		バイオ炭 の施用日	日本国内	実施日	ダブル カウント 確認	バイオ炭の 品質証明を 取得している		バイオ炭の 施用量(t)	バイオ炭 の種類	
001	可	2022/4/1	00	□□県 △△町 ・・	×		2022/4/1	0	0	0	0		100	粉炭	
002															
003															
004															
•••															

2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:入会時

- 【a. 会員の入会を受付ける時点】
- □ 情報取得の方法:プロジェクトへの入会届の提出(入会届と規約の雛形は事務局で準備)
- □ 主な項目

(会員の基礎情報、同意事項)

- 1. 会員の氏名、住所、連絡先
- 2. 温対法特定排出者、省エネ法特定事業者、経団連CN行動計画参加企業に該当するかどうか
- 3. クレジット認証のための情報提供に関する合意
 - 削減活動リストに記入された個人情報については、必要に応じて審査機関や制度管理者が チェック

(環境価値の帰属等)

- 4. 環境価値の帰属及び収益分配に関する合意
- 5. 環境価値の主張に関する合意
 - ▶ クレジット化することで、会員自らは農地で炭素を吸収したとは主張できなくなること (制度の要件適合確認)
- 6. 環境価値の二重主張に関する確認
 - ▶ 他の J クレジットプロジェクトや類似制度に登録していないこと

2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:実績報告

- 【b. バイオ炭施用活動の実績報告を受ける時点】
- □ 情報取得の方法:実績報告を任意書式で受け付け、削減活動リストに転記
- □ 主な項目

(活動量)

1. バイオ炭の施用量

(各種要件・適用条件への適合確認)

- 2. 炭の品質確認結果(製炭事業者の情報との紐づけが必要)
- 3. バイオ炭を施用した日時
- 4. バイオ炭を施用した位置情報
- 5. バイオ炭を施用した場所が農地法第2条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉱質の土壌であることを確認する情報
 - ➤ eMAFF農地ナビと土壌インベントリで確認

(付随的排出量の計算に係る項目※)

- 6. 炭の輸送に関する情報(販売所~施用場所までの輸送距離)
- 7. 炭を機械で施用する場合、当該機械の使用に関する情報(燃料使用量、スペックなど)

※付随的排出量については影響度評価も可、また、」 - クレジットプロジェクトの有無に関わらず発生する排出は計上不要

• 炭を肥料と混ぜて施用する場合の排出等

2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:永続性担保

- 【c. 永続性担保】
- □ 情報取得のタイミング: 年次確認 or 農地転用時
- □ 確認が必要な期間:バイオ炭を施用してから10年間
- □ 主な項目と対応
 - 1. 農地転用がなされたこと
 - 2. 当該農地から創出されたクレジット量
 - ⇒ 運営管理者は、既発行のクレジットから、2で算定したクレジット量を無効化 既に認証されたクレジットを移転・無効化してしまっている場合は必要量を調達し、無効化

2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:製炭事業者

【炭の製造者から取得する情報】

■ 主な項目(炭の原料・原料調達場所・製炭方法等毎に収集)

(クレジット量の計算に係る項目)

- 1. 炭の品質確認結果(固定炭素の測定結果、精煉計による測定結果、バイオ炭品質証明等)
- 2. 炭の原料の種類
- 3. 炭の原料の利用状況
 - プロジェクトが実施されない場合に未利用であったことの確認に必要
 - ▶ 燃料炭製造時の端材を有効活用する場合もOK

(付随的排出量の計算に係る項目※)

- 4. 炭の原料の輸送に関する情報(原料調達場所~製炭所までの輸送距離、トラックのスペック等)
- 5. 炭の製造に関する情報 (燃料・電力の使用量等)
- 6. 炭の輸送に関する情報(製炭所~販売所までの輸送距離)

※付随的排出量については影響度評価も可、また、」 - クレジットプロジェクトの有無に関わらず発生する排出は計上不要

- 街路樹の剪定枝の収集に係る排出
- バイオマス発電の残渣を利用する場合の付随的排出量、、等

















2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:炭の品質確認に関する補足

- 炭の品質確認は、以下のいずれかの方法で実施が可能
 - 1. 工業試験場等において「JIS M 8812:2004 石炭類及びコークス類 工業分析方法」に基づき 固定炭素を測定
 - 2. 日本バイオ炭普及会規格「土壌炭素貯留用バイオ炭―測定法―」に基づき固定炭素を測定
 - 3. 精煉計(下図)等によりバイオ炭の精煉度が 0~9 度であることを確認

注(2) 精煉度と炭化温度の関係は、以下の通り。

- ア、 精煉度が0~1度は炭化温度900℃以上。
- 精煉度が1~2度は800°C以上900°C未満。
- ウ. 精煉度が2~5度は700°C以上800°C未満。
- エ. 精煉度が5~7度は600°C以上700°C未満。
- オ. 精煉度が7~8度は500°C以上600°C未満。
- カ. 精煉度が8~9度は400°C以上500°C未満。

(出所) 一般社団法人 全国燃料協会「木炭の規格」



(出所) 炭やきの会

(出典) J - クレジット制度第21回運営委員会資料



















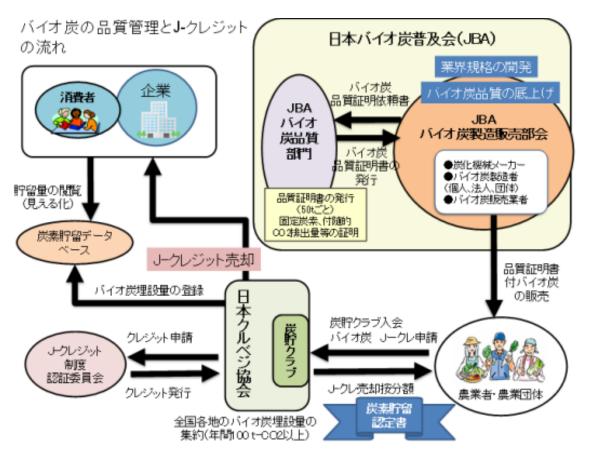
2.2 プロジェクト運用に係る情報収集:先行事例

【先行事例における運営管理者の役割】

農家に対して:バイオ炭品質証明書付きの炭の施用実績を報告させ、集計

製炭者に対して:製炭に係る情報を収集し、バイオ炭品質証明書にとりまとめ

制度事務局に対して:認証申請、審査対応を実施





(出典) 一般社団法人 日本クルベジ協会提供資料

(出典) J - クレジット制度第24回運営委員会資料





















J - クレジット制度事務局

(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部)

TEL: 03-5281-7588 E-mail: help@jcre.jp

J - クレジット制度ホームページ

https://japancredit.go.jp/



